

今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクルに係る
指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：産業部観光課

今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクルの指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地

■サイクリングターミナル

糸山サイクリングターミナル

今治市砂場町二丁目8番1号

今治駅前サイクリングターミナル

今治市北宝来町二丁目甲773番地8

■レンタサイクルターミナル

今治市中央レンタサイクルターミナル

今治市砂場町二丁目8番1号

今治市今治駅前レンタサイクルターミナル

今治市北宝来町二丁目甲773番地8

今治市みなと交流センターレンタサイクルターミナル

今治市片原町一丁目100番3

今治市吉海レンタサイクルターミナル

今治市吉海町名4520番地2

今治市宮窪レンタサイクルターミナル

今治市宮窪町宮窪2822番地9

今治市伯方レンタサイクルターミナル

今治市伯方町叶浦甲1668番地1

今治市上浦レンタサイクルターミナル

今治市上浦町井口9180番地の2

今治市大三島レンタサイクルターミナル

今治市大三島町宮浦3260番地

(2) 施設の設置目的

サイクリングを通じて地域間交流の促進及びレクリエーションの振興を図ることを設置目的とする。

2 申請概要

(1) 申請受付期間 令和2年9月23日（水）～令和2年9月30日（水）

(2) 申請者（1団体）

団体名	代表者名	住所
(一財)今治勤労福祉事業団	理事長 越智 博	今治市別宮町一丁目4番地1

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクル指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限に発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 利用促進、利用者増への取組み ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性	40 点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る市の経費 ・ 実現の可能性	25 点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、 又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力 (管理運営組織) ・ 物的能力 ・ 申請者の安定性及び信頼性 ・ 実現の可能性	30 点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 ・ 障がい者雇用への取組み ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・ 子育て支援への取組み ・ 実現の可能性	15 点
【Ⅵ】 申請者の実績 ・ モニタリング結果	8 点
【Ⅶ】 全般 ・ 申請者の取組み姿勢	25 点
合計点数	143 点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりで、一般財団法人今治勤労福祉事業団を指定予定者として選定した。

団体名	一般財団法人 今治勤労福祉事業団
審査基準Ⅰ	適
審査基準Ⅱ	36.0点
審査基準Ⅲ	15.0点
審査基準Ⅳ	28.2点
審査基準Ⅴ	12.0点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	23.5点
合計	119.7点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、施設の設置目的に対する高い適合性、利用促進に対する前向きな姿勢が評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料上限額（728,000千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額：728,000千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、職員の資質向上に対する取組や地域社会との信頼性を重視した連携が評価された。

○審査基準Ⅴについては、事業実施における地域との調整や協力要請が行える体制が構築されていること、ボランティア活動等の地域貢献の取組が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、20年以上にわたるサイクリング事業の最前線に立って着実な管理運営を展開し、技術的ノウハウやデータ等の活用によって、重要な役割を果たしてきた実績が評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が利用者の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させ、十分な実績とノウハウを生かしたオペレーションができること、施設の設置目的・公共性について十分に理解した着実な管理運営を行う能力を有していることが認められたため、当審議会は、一般財団法人今治勤労福祉事業団を指定予定者として選定した。

また、今治勤労福祉事業団に対しては、新施設を活用した利用促進に期待するとともに、今まで行ってきたサービスの精査を行い、関係団体との連携を密にしてサービスの向上を図ってほしいとする意見が出たことも報告しておきたい。

※点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで